

## 災害応急支援業務に関する協定書

福岡北九州高速道路公社（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福岡北九州高速道路（道路付属物を含む。以下「道路等」という。）に係る緊急的な災害応急支援業務（以下「支援業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### 第1条（目的）

この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合で、甲が管理又は工事中の施設において発生した災害の緊急的な応急対策に関し、乙はこれを支援するため、必要な建設資機材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、以下、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### 第2条（業務の実施要請）

甲の所掌する事務所の長（以下「事務所長」という。）は、甲が管理する道路等に災害が発生し、必要と認めるときは、被害状況に応じて、乙に対して業務の実施のため出動を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、乙に対して原則として文書で行うこととする。ただし、緊急を要するとき事務所長は口頭で要請することができるものとし、その場合、事後改めて乙に対し文書を提出する。

### 第3条（業務の実施内容）

乙は、事務所長からの出動の要請があった時には、直ちに出勤し、災害時における道路等の被害状況を把握し、甲に適宜報告するとともに、その指示により応急対策並びに仮復旧を行うものとする。

- 2 出動の要請及び業務の指示は、別紙1のとおりとする。
- 3 乙が行う業務内容及び構造種別は、別紙2のとおりとする。

### 第4条（業務の実施）

乙は、この協定の締結後、あらかじめ災害時に備え、乙の会員である各企業（以下「支援企業」という。）と業務の実施に必要な建設資機材等の確保、動員の方法、連絡体制を定め、甲に書面により報告するものとする。

- 2 乙及び支援企業は前項の建設資機材等の確保に努め、報告内容に著しい変更があった場合、又は甲の求めに応じて速やかに書面により報告するものとする。

### 第5条（関係機関等との調整）

支援業務の実施に係る関係機関等との調整は、甲及び支援企業が協力して行うものとする。

## 第6条（契約、費用負担と精算）

甲と支援企業は、原則として、支援企業が支援業務を行うにあたり、当該支援業務について、遅滞なく、工事請負・業務委託契約を締結する。ただし、口頭で行われた技術的助言など、支援企業が行った支援業務が軽微なものは、原則として、無償とする。

## 第7条（損害の賠償）

支援業務の実施に伴い、甲又は支援企業の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、支援企業の建設機材等に損害が生じた場合、及び支援企業の技術者や作業要員等に労働災害が発生した場合、その発生後速やかにその状況を甲または事務所の長に報告する。

2 甲と支援企業は、前項の損害・労働災害の対応、処理について協議して決定する。

3 支援企業は、その技術者や作業要員等に労働災害が発生した場合、原則として自らの労災保険により労働災害補償を行う。

## 第8条（秘密保持義務）

甲、乙及び支援企業は、本協定の遂行に関して知り得た、全ての当事者の営業上、技術上その他の機密事項を一切第三者に漏洩してはならない。

## 第9条（有効期限）

この協定の有効期間は、締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし協定期間満了前までに甲、乙いずれも何ら申し出のないときは、同一の条件をもって4月1日を締結日として1年間協定を延長するものとし、以後も同様とする。

## 第10条（協定の変更）

この協定を変更する必要がある場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

## 第11条（その他）

この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成18年3月1日

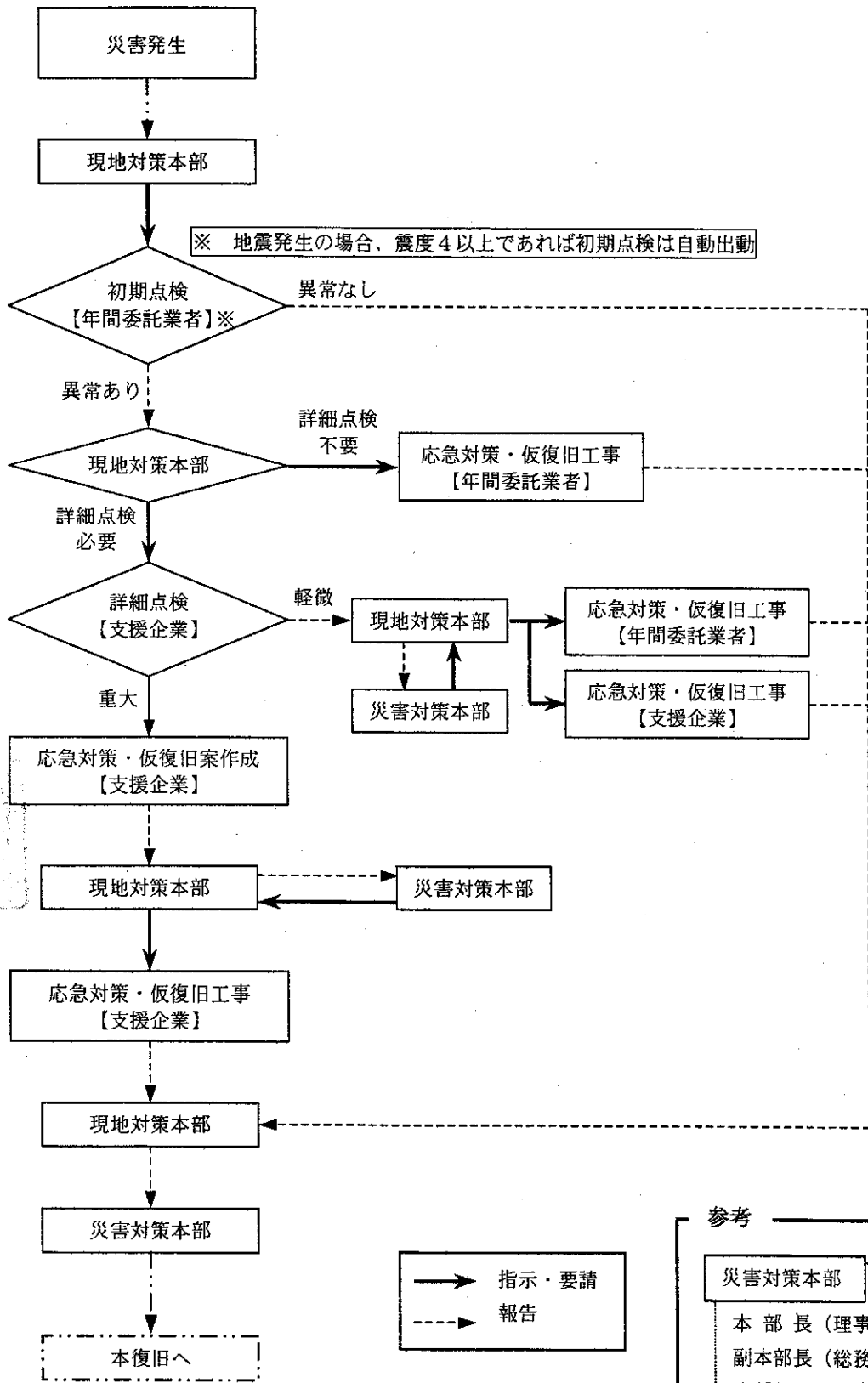
甲 福岡北九州高速道路公社 理事長

田中 康順 印

乙 社団法人 日本土木工業協会九州支部 支部長

平田 光宏 印

別紙1 災害時における点検から復旧までのフローチャート



参考

災害対策本部
本部長 (理事長)
副本部長 (総務担当理事)
本部役員 (理事・幹事)
現地対策本部
両事務所

別紙2 業務内容及び構造種別一覧表

表-1 業務内容

詳細点検	詳細点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期点検の結果をふまえ、構造物の被災箇所について、被災状況を専門的見地から目視等により行う点検</li> <li>・点検で通行の可否と更に詳細な点検が必要か否かを判断するための資料を作成する点検</li> </ul>
	応急対策・仮復旧案作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細点検の結果、更に詳細な点検が必要と認められた被災箇所について、被災状況の詳細と仮復旧に必要な概略時間及び概略復旧方法を提示する点検</li> </ul>
応急対策・仮復旧工事	応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期点検又は詳細点検の結果をふまえ、構造物の異常、変形を生じている箇所について、仮復旧を実施するまでに施す処置のことをいい、二次災害を防止するための処置を含むものとする。</li> </ul>
	仮復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災対象構造物に対し、応急対策実施後に車輛の通行を一時的に可能にするための処置のことをいう。</li> </ul>

表-2 構造種別一覧表

構造種別及び構造細目		協定締結企業
鋼構造物	鋼上部工 鋼橋脚 支承（鋼上部工の場合）	社）日本橋梁建設協会
舗装		社）日本道路建設業協会
伸縮装置		
付属物	標識 遮音壁 高欄	
RC構造物	RC上部工 RC下部工 支承（RC上部工の場合）	社）日本土木工業協会
擁壁		
土工		
トンネル		
PC構造物	PC上部工 PC梁 支承（PC上部工の場合）	社）プレストレスト・コンクリート建設業協会

※ただし、上記以外でも甲が必要とする業務は実施範囲とする。